

# 国際訴訟競合の規律再論（下）

不破 茂

序

I 国際訴訟競合の規律

II 学説

1. 国際裁判管轄以外の独立の訴訟障害として構成する学説

(1) 承認予測説

(2) 訴えの利益説

2. 国際裁判管轄における考慮要素とする学説

3. 承認予測説の規制範囲の画定

(1) 事件の同一

(2) 承認予測説の範囲画定

4. 裁判管轄と国際訴訟競合（以上、愛媛法学会雑誌43巻1＝2号67頁以下）

III 判例（以下、本誌本号）

i 判例

ii 整理

IV 立法論

1. 国際裁判管轄に関する調査・研究報告書

2. 法制審議会国際裁判管轄法制部会における審議

結語

## III 判例

平成2年に公表した研究ノートにおいても、幾つかの判例研究を行っている。ここではそれ以降の判決を中心に紹介整理することにする<sup>1)</sup>。

## i 判例

### 1. 関西鉄工事件と真崎物産事件

①関西鉄工事件 大阪地裁昭和48年10月9日中間判（判時728号76頁）<sup>2)</sup>（原被告逆転型、国内後訴、管轄肯定）

日本法人 X はプレス機械を製造販売する会社である。A（丸紅）は日本に本店を有する日本の商社である大企業であるが、米国法人 Y はその子会社であり、日本には支店も営業所も有しない。問題のプレス機械が X より A に販売され、更に Y 及び B 社に転売され、B の従業員 C が使用中に右手指を切断し、米国において C が X 及び Y その他を被告として製造物責任訴訟を提起したので、米国において Y が X に対して、敗訴に備えて求償訴訟を提起した。これに対抗して、日本において X が Y に対して求償債務不存在確認訴訟を提起した。X 主張によれば、米国製造物責任訴訟の送達を受けておらず、求償訴訟の送達を受けたのでこれに応訴している。

[判旨]

不法行為地管轄における「不法行為なる概念は……違法な加害行為に基き被害者に対して損害賠償責任を生ずる全ての場合を包含する」と解しつつ、製造物責任も一種の不法行為責任であるとして、欠陥のあるとされる製品の設計製造地（加害行為地）である日本が不法行為地である<sup>3)</sup>。

民訴法の二重起訴禁止規定にいう裁判所はわが国の裁判所を意味し外国の裁判所を含まない。

米国求償訴訟で敗訴した場合に、わが国での執行を阻止することができるので、わが国における債務不存在確認請求に訴えの利益がある。また、賠償前における製造物責任者相互間の求償債務の不存在確認も現在の法律関係の不存在確認として許される。

②真崎物産事件 東京地裁平成3年1月29日判決（判タ764号256頁、判時1390号98頁）<sup>4)</sup>（原被告逆転型、国内後訴、管轄否定）

日本に本店を有する日本法人 X は製麺機を製造販売していたところ、製麺機が X より米国法人 A に販売され、A の従業員 B が使用中に左手指を切断した。米国において、B が X 及び Y その他に対して、製麺機の設計製造上の欠陥等に基づく製造物責任訴訟を提起したので、米国において Y が X に対して、敗訴に備えて求償訴訟を提起した。これに対して、X は、米国の製造物責任訴訟及び求償訴訟のいずれにも応訴すると共に、日本において、B に対して製造物責任に基づく損害賠償債務不存在確認訴訟を提起し、Y に対して求償債務不存在確認訴訟を提起した（本件訴訟）。X は B に対して勝訴の欠席判決を取得した後、米国においては両訴訟手続にこれ以上出席

しない旨宣明したので、いずれについても敗訴の欠席判決を受けている。

Xは米国に財産、営業所・事務所を有しておらず、製麵機を日本国内で製造販売していたが、製造を中止し、現在は不動産業を営んでいる。米国法人Yは日本に財産、営業所・事務所等を有しておらず、その代表者がAのためにXより製麵機代金の見積もりを入手しただけであり、何らの報酬も得ていない。

[判旨]

不法行為地の裁判籍が認められる。

米国訴訟の進行を一つの要素として特段の事情を考慮し、わが国裁判管轄を否定した。

「外国における給付判決の執行を阻止することを目的にして、我が国で債務不存在確認訴訟を提起するのは、各国の製造物責任に関する法規や判例に大きな差異がある現状では、やむを得ない面もあり、直ちに違法であるとはいえない。しかしこれを無制限に許すときは、我が国の民事訴訟法の外国判決承認制度の趣旨を没却ないし著しく狭めることになり、また被害者の実質的な救済を困難にし、ひいては相互主義の見地から、日本の裁判所の判決が外国で承認されなくなる」。

「今日のように国際交通、商取引が極めて活発に行われ、それに伴う渉外民事紛争も多発している現状では、民事訴訟法が外国判決の承認の制度を採っていることと……審理の重複、判決の抵触を避けるという見地から、訴訟追行にどの国の裁判所が最も適切か、という観点からの検討が必要であり、本件でも、国際裁判管轄を決定する要素の一つとして、先行して提起されたアメリカ訴訟の進行状況をも考慮に入れるべきである」。

本件請求権は、Yが米国訴訟でBに敗訴し損害賠償債務を履行した場合に効力が発生する停止条件付き請求権であり、Yが米国訴訟で勝訴すれば停止条件の不成就が確定し、わが国の審理が全くムダになる。米国訴訟の結果いかんで停止条件の成就、不成就がきまるような場合にはアメリカで審理を行うのが適切である。

米国訴訟が先に提起され、準備書面の交換、証拠の収集が相当程度進んでいる。

証拠のほとんどが米国内にある。事故地が米国であり、被害者居住地が米国であるので、事故態様や損害についての証拠が米国内にある。Xは製麵機の製造を中止しており、異業種に転換しているので、問題の製麵機的设计・製造についての証拠調べについては、日本国内ではあまり実効性がない。

当事者の公平。原告も被告も、互いに相手側の国には財産もなく、営業活動も行っていないので、相手国での訴訟追行は互いに負担になるが、Xは自社の製品を輸出して利益を上げたのであるから、将来米国で製造物責任訴訟を提起されることも予期しえたはずである。他方、Yは、XとAとの間の製麵機の売買契約に関して代金見積もりを入手しただけで何らの報酬も得ていないので、Yが本件製麵機の製造物責任に関する訴訟を日本国内で提起され

ることなど全く予期しえなかった。

いずれも、米国製造物責任訴訟において共同不法行為責任者に擬せられる者の間の求償訴訟に関して、欠陥製品の製造者とされたわが国の製造者が、わが国で対抗的に提起した求償債務不存在確認請求事件である。いずれも事故地が米国であり、被害者が米国に居住する者であるので、事故を生じた欠陥製品自体が米国にあると考えられるし、事故態様や損害に関する証拠は米国にある。

他方、設計、製造地がわが国であり、製品の設計、製造に関する証拠は、関西鉄工事件ではわが国に存在するが、真崎物産事件では製造者が異業種に転換したため、この点の証拠について期待できない。

当事者について、関西鉄工事件では、X から A へ、A から Y へと転売されているが、Y は A の米国子会社なのである。A は日本に本店のある大商社であり、Y のわが国での訴訟追行に困難があるとは考えられない。しかし、これが C との関係では、外国に輸出して利益を得ている企業は、当該国での製造物責任訴訟は予測可能であるというべきであろう。真崎物産事件判決は、日本側当事者がわが国にのみ資力を有する場合に外国の被害者に資力がなくわが国での訴訟追行が可能でないとき、被害者の実質的救済の見地から問題があるとしている。実際に、わが国で X が B に対して欠席判決を取得し、その後、米国訴訟の追行を止めたため敗訴しており、米国判決の執行を阻止できるとすると、製造物責任の被害者救済に悖る結果となっている<sup>5)</sup>。しかし、被告 Y は、X と A との間の製麺機の売買契約に関して代金見積もりを入手しただけで何らの報酬も得ていないのである。

## 2. 静岡地裁平成3年7月15日判決（判例時報1401号98頁）<sup>6)</sup>（原被告逆転型、国内後訴、管轄否定）

X1 及び X2 は日本法人である。Y は、元日本に居住していた日本人であるが現在米国に居住している。Y は X1 の在米非常勤コンサルタント業務に従事していたが、X1 の米国子会社と雇用契約を締結し、その後、X2 への出向を命じられた。Y が日本に滞在中、X1 は米国所在不動産を Y に売却する売買契約を締結し、X2 本社において、X らの代表取締役が同意書に署名した。この売買契約を巡り紛争を生じたので、Y が帰米し、カリフォルニア州裁判所において、Y が X1 に対して売買契約の履行等を求める訴訟を提起した。その後、日本において、X1 及び X2 が Y に対して、売買契約の不成立ないし無効を主張し、契約上の債務不存在確認訴訟を提起した。米国訴訟は管轄の問題が決着し、X1 が答弁書を提出して実体審理が行われている。

判決は、民訴法上の土地管轄規定の定める裁判籍がわが国には存在しないとしながら

ら、その他、わが国に国際裁判管轄を肯定する要因について検討し、米国訴訟係属を考慮しつつ、更にこれを否定した。

外国に所在する不動産売買契約の履行訴訟についての一般論として、「不動産の引渡および登記登録等の公示の移転義務」については、「不動産所在地国の土地法制に密接に関連するものであるから、不動産所在地国の判断を尊重すべき」であるから、「日本が不動産所在地国でない場合には、不動産所在地国で訴訟を進行することが当事者には著しく困難であり、その裁判を受ける権利が害される等の右要請を上回るようなわが国裁判をすべき必要性や実益が認められなければならない」としている。この点は疑問のあるところであり、一般に外国所在不動産の引渡や登記登録移転義務などについても、契約当事者間限りで効力を有するものとして、わが国で審理することが可能な場合があると言うべきである<sup>7)</sup>。わが国判決の当該国における承認執行が必ずしも期待できないという訳ではない。そこで、事案を決定づけるのは、わが国に裁判籍がなく、不動産所在地国での履行請求訴訟が既に実体審理に至っているという点であると考えられる。判決によると、X1が米国子会社を通じて営業活動をしており、米国での訴訟追行に著しい困難があるとはいえ、現に米国訴訟でX1が訴訟活動を行っている。

また、不動産所在地である米国では、わが国の裁判の結果に係わらず米国訴訟の結果に依拠すると考えられるので、わが国で訴訟をする実益に乏しいとされたが、この趣旨は必ずしも明確ではない。不動産に関する訴訟についての専属管轄をいうのか。そうだとすれば個別的請求や争点に関して、米国判例法を確認すべきであったと思われる。あるいは国際訴訟競合の具体的状況から、米国が先行する米国訴訟を優先するはずだという趣旨であろうか。

### 3. 東京地裁平成10年11月27日中間判決（判タ1037号235頁）<sup>8)</sup>（原被告逆転型、国内後訴、管轄肯定）

X及びYは日本人であり、A1はYの夫、A2はA1とYの間の子である。なお、XはA1の母である。YがXらに対して、米国ニュージャージー州裁判所において損害賠償請求訴訟を提起したところ、日本において、XがYに対して、その不存在確認請求を行った。Yの監護権の侵害、Xによる扶養の中止、Xの詐欺に基づく米国所在不動産の売却等という「事実」に基づく「不法行為」の成否が争われた国際訴訟競合の事例である。Y主張に「州裁判所で係属している訴訟のいわば裏返しであり、日本法に基づき、被告の原告に対する債権の不存在確認の訴えを提起しても、観念が著しく異なっており」とあり、米国訴訟で主張されているのは、日本法とは異なる法制度・法概念に関するものと窺える。係属中のニュージャージー州訴訟において、X及

びA1に対して、A2を日本からYの監護の下に戻すように命じる仮処分命令、審尋期日への出頭命令及び逮捕状が発令され、単独親権がYに与えられると同時に子の返還命令に従わなかった場合の1日当たりの罰金を課徴する仮処分命令が発令されている。その後、Xが州裁判所に対して、免責を条件に管轄に服することを希望したが容れられなかった。

判決は、外国訴訟係属によりわが国後訴が旧民訴231条により不適法となるわけではないとし、消極的確認における不法行為地管轄を肯定しつつ、国際訴訟競合に関して「特段の事情」において考慮しこれを否定した。判決の抵触や外国判決の承認可能性を考慮する必要がないとした。

本件においては次の事情が重視されている。すなわち、原被告が日本人であり不法行為加害者と被害者の関係にある場合には、「被告の応訴を著しく困難にし、あるいは訴訟を著しく遅滞させるなどの事情が認められない限り、……特段の事情があると解すべきではな [い]」。このことは、「子の監護権や扶養といった、親族関係に関わる利益を被侵害利益とする請求について……特に妥当する」。

X主張によれば、Xの援助の下でY、A1及びA2がアメリカで生活を行っていたところ、これを断念し、来日したものの、Yが単独で再度渡米したのであり、Yの実家が日本にあり、頻繁に来日しており、日本と相当密接な関係を有するとされていた。また、X主張によれば、Xはアメリカには居住したことがなく、英語を理解しないが、資力はあることが窺える。なお、Y主張によれば、A2は法事のため短期間滞日する目的でXと共に来日したところ、Xが帰米させなかったとされている。

不法行為地裁判籍に関しては、その不法行為地には不法行為の実行行為の一部が行われた地も含むとして、監護権侵害について、Xがその住所地においてA2を居住させ支配下においた地、扶養中止について、XがA1と共にYに対する経済的扶養を中止した地としてX及びA1の住所地、詐欺行為については、ニュージャージー州所在不動産の売却に関してアメリカの代理人に指示をした地として、わが国が不法行為地であるとしている。

#### 4. 東京地裁平成11年1月28日判決（判例タイムズ1046号273頁）<sup>9)</sup>（原被告同一型、国内後訴、訴え却下）

Xは日本に本店のある日本法人であり、Yはギリシャに本店のあるギリシャ法人である。XとYとの売買契約に基づき、Xが出荷準備を終え受領の催告をしたが、Yが引き取りを拒絶したので、Xが解除し債務不履行に基づき損害賠償請求した。まず、Xが平成6年1月、ギリシャにおいて提訴し、平成7年3月にギリシャの裁判所が中間判決を下し、給付請求を棄却したが、残部の債権確認訴訟につき係属中であっ

た。その後平成8年に、Xがわが国において、Yに対して7,612万円余りの損害賠償請求訴訟を提起したのである。Yは、わが国に、事務所・営業所、財産を一切有していない。判決は、「本件訴えの提起は、不適法な国際二重起訴と言うほかない」として、訴えを却下した。

Yは、義務履行地管轄が否定されるべきであること、及び、外国訴訟における「自己の劣勢を挽回すべく本訴に及んだもの」であり、本件の訴え提起が不適法な国際二重起訴であると主張していた。また、Yは「Xは、一度はギリシャを法廷地として選択しているのであり、Xの資力等を併せ考えると、……その裁判を受ける権利の保障を剥奪することにもならない」としている。判決の法的根拠は不明確である。Xはギリシャ訴訟において一部請求を棄却されてこれを放置していた模様である。

#### 5. 東京地裁平成19年3月20日中間判決（判時1974号156頁）<sup>10）</sup>（原告逆転型、国内後訴、管轄肯定）

Y1会社は、A会社が、B行より15億円の出資原資の貸付を受けて、イリノイ州所在の不動産に投資する目的で設立したデラウェア州法人である。不動産投資に係る配当金として米ドルから日本円に転換の上、8億903万円余りがB行東京支店のY1口座に振り込まれ、これが更にY1の100%親会社であるC社の同支店口座に振り替えられた。A社のB行に対する債務の第三者担保提供として、C社が同社のB行預金に担保を設定した。Y1、A及びCは共に、Dを代表取締役・株主とするグループ企業であった。X1～3はいずれも同一持株会社の子会社である銀行等（日本法人）であり、X1は合併によりB行の権利義務を承継したもので、A社が債務返済を遅滞したため、C社に通知の上、預金担保を実行し、8億934万円余りをA社の貸付債務に充当した。DはA社及びC社と共に民事再生手続を申立て、Y2が破産管財人として選任された。民事再生手続の進行中に、イリノイ州裁判所において、Y1及びDがX1～3その他の当事者らに対して、上記担保実行によりC社預金がA社債務の弁済に充当されたことにより損害を被ったとして、不法行為、不当利得又は契約違反（信認義務違反又は信義則違反）の各債務に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。その後、わが国において、X1～3がY1及びY2に対して、上記各債務の不存在確認請求をした。イリノイ訴訟において、Dは訴えを取下げ、Xらの申立てにより連邦地裁に移送されたが、州裁判所及び連邦裁判所いずれにおいても本案審理が開始されていない。

[判旨]

[裁判籍について]

Y1の日本における主たる事務所、代表者の住所が日本にあるので、普通裁判籍が日本にある。X1行が預金担保を実行したことが不法行為として主張されているところ、その債務不存在確認につき、わが国に不法行為地の裁判籍がある。そのほかの各債務の不存在確認について、不法行為債務と密接な関連があるので、併合裁判籍がわが国にある。

[特段の事情について]

Y1社の設立目的は不動産投資のためであり、米国での営業活動の実体がなく、その代表者はわが国住所を有している。預金担保の原資となった配当金の送金行為、預金担保の設定、実行が日本国内で行われた。その関係証拠は日本国内に存在する。準拠法も日本法である。

イリノイ訴訟は本案審理に至っておらず、管轄等を争っている段階にある。本案判決がされて確定することは不確実な状況にあり、判決を相当の確実性を持って予測できない。Xらは本来わが国の裁判所において解決をはかるべき案件であるとの理由で本件訴訟を提起した。Xらはイリノイ訴訟の訴状送達を受けて、迅速に本件訴訟を提起している。

従って、わが国で裁判を行うことが当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情は存在しない。同一訴訟物について先行する外国訴訟があることをもって、ただちに特段の事情があるということとはできない。

[二重起訴禁止及び中止]

民訴法142条の「裁判所」は、わが国の裁判所をいうのであって、外国の裁判所を含まない。また、国際的<sup>2</sup>二重起訴を禁止する慣習、条理があるとは認められない。国際的<sup>2</sup>二重訴訟を理由に中止することは、明文の根拠を欠き、認められない。

Y1は米国における不動産投資のために設立されたデラウエア州法人であり、米国内における営業活動もない実体を欠く会社であり、代表者が日本に住所を有するものであった。Y1(設立当初)、A社及びC社は同一人物であるDが代表者・株主として家族と共に運営していたのであるから、日本企業同士の紛争であるともみられる事案であった。

## 6. 東京地裁平成21年11月10日中間判決(判タ1320号265頁)<sup>11)</sup>(原被告逆転型、国内後訴、管轄肯定)

日本に本店を有する日本法人Xと、香港に活動の拠点を置く外国(英領バージン諸島)法人Y1及び日本に本店を有する日本法人Aが、廃石膏ボード・リサイクルの共同事業を行うための契約を締結したとして、Y1及びAの破産管財人Y2がXの債



務不履行に基づく損害賠償債務の履行を求める訴訟を香港において提起した。その後、Xは契約の成立を争い、日本において、Y1及びY2に対して前記債務の不存在確認訴訟を提起した。

[判旨]

[裁判籍]

Aの普通裁判籍、Y1については主観的併合に基づき裁判籍がわが国にあるとして、特段の事情を考慮する。

[特段の事情]

まず、当事者間の公平については、Xがわが国に本店を有する日本法人であり、わが国以外に支店・営業所を有しないこと、Y1の代表者が東京に事務所を開設する外国法事務弁護士であり、日本語を用いることができることから、Xにとって香港での訴訟進行が負担であるに対して、Y1がわが国で訴訟進行する負担はそれほど大きいとは言えない。また、香港法を準拠法として香港裁判所に非専属的な裁判管轄の合意を行っていても、専属的管轄合意をしていない以上、Y1はわが国における審理のリスクを引き受けたものであり、わが国においても香港法を準拠法として適用可能である。次に、証拠調べの便宜については、契約の成立ないし契約書成立の真正が中心的な争点であるところ、尋問の必要のある証人の多くが日本に居住する日本人であり、証人及び当事者尋問のためにはわが国の裁判所が適している。また、わが国においても契約交渉が行われ日本語の文書も多く存在している、とした。

香港訴訟の係属については、民訴142条の「裁判所」がわが国の裁判所を意味するのでこれを適用できないが、「特段の事情の有無を検討するに際して外国の裁判所に同一の権利関係に関する訴えが係属していることを考慮することが許される」。しかし、「香港の裁判所で裁判をするよりも、我が国の裁判所で裁判をすることが当事者間の公平にもかない、より迅速かつ適正な審理ができる」。

Xの財産がすべてわが国内にあることから、香港訴訟の認容判決があっても結局わが国で執行判決を得る必要があり、わが国の裁判所で裁判をする利益を否定することができない。仮に、香港判決と日本判決が矛盾したとしても、外国判決承認要件の解釈により調整可能であり、法律関係の錯綜を生じない。

**7. ウルトラマン事件 最高裁判平成13年6月8日判決（民集55巻4号727頁、判タ1066号206頁、判時1756号55頁、金法1624号39頁、金商1125号3頁）<sup>12)</sup>（全員一致の差戻し判決）（原被告同一型、国内前訴、管轄肯定）**

原審がいずれも特段の事情の考慮要素として、訴訟競合を考慮している。そして、

わが国管轄を否定する特段の事情があるとしていた<sup>13)</sup>。

ウルトラマンシリーズの日本における著作権者 X とタイ在住の自然人 Y の間に、日本を除く全ての国において著作物の独占の利用を許諾する契約（書）が存在するとして、日本及び東南アジアにおける利用を許諾されていた日本法人 A 及び合併交渉中の B に対して、香港、シンガポール及びタイにおける A 子会社による同著作物の利用がその独占的利用権を侵害する旨の警告書を Y が送付したところ、X が日本において提訴後、タイにおいても提訴したのである。X が日本において、①警告書の送付による業務妨害を理由とする不法行為に基づく損害賠償、② Y が日本において著作権を有しないことの確認、③独占的利用の許諾契約書が真正に成立したものでないことの確認、④ X がタイにおいて著作権を有することの確認、⑤ Y が利用権を有しないことの確認、⑥ 第三者に対し Y が日本国外における独占的利用権者であること、及び同著作物の著作権に関して日本国外において X と取引することが Y の独占的利用権を侵害することになる旨を、Y が日本において告げることの差止めを請求した。

タイにおいて、X は、Y 外三名を相手方として、Y の著作権侵害行為の差止め等を求める訴えを提起したものであり、これが刑事事件及び刑事事件に関連する民事事件としてタイ裁判所に係属している。タイ訴訟において、次の主張がなされている。Y は本件著作物についてタイにおける著作権を有していない。利用の許諾を得ていない。利用許諾契約書は Y が偽造したものである。

控訴審において追加的変更が認められたのであり、第一審においては②請求がなされていない。第一審判決は次の様に判示していた。香港、シンガポール及びタイにおける A 子会社が Y の独占的利用権を侵害している旨の警告書が A の各子会社に送付されたことが中核的行為であり、このことの通知に過ぎない A への書簡の送付は付随的な行為であるとして、前記中核的行為が香港を発信地とし、A の各子会社の所在する東南アジア各国を到達地とする行為であって、日本国外の行為である。B は著作物の利用許諾を受けたものではないから、B への書簡の送付は不法行為に該当しない。日本国外に関しては当該国の著作権法に基づく著作権が問題となるものであり、これら権利の所在地は各々の国であり、日本ではない。以上より、不法行為地及び財産所在地の裁判籍は日本には存しないとした。

原審はいずれも、国際訴訟競合を特段の事情判断において考慮している。第一審判決が、タイ訴訟は X が提起したものであり、X がタイにおいて著作物の利用権を許諾して商品化事業を行っているのに対して、Y がタイに居住する個人であり、日本国内には事務所等を有さず、何らの営業活動も行っていない。従って、X にはタイにおける訴訟追行能力があり、Y にとって日本訴訟の応訴が過大な負担となる。タイ訴訟は、既に証人尋問が終了し、X の請求に対する判断が「遠からず示される状況にあ

る」こと、以上から、わが国訴訟が、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものであり、国際裁判管轄を否定する特段の事情がある、とした。控訴審も、第一審判決を踏襲し、「Xは、……権利保護の法的手段が保護され、現に、タイ訴訟において、本件訴訟と同様の争点について争っているものであるから、……我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情がある」としている。

控訴審が、一応の説明により不法行為地管轄を否定したのに対して、最高裁判決が客観的要件説明により請求①につき不法行為地管轄を肯定し、更に、請求②につき財産（著作権）所在地管轄、③ないし⑥請求については、①及び②請求の併合管轄を認めた。

②請求の訴えの利益に関して、最高裁は、「著作権は、ベルヌ条約により、同盟国において相互に保護されるものであるから、仮に、Yが本権著作物につきタイ王国における著作権を上告人と共有しているとすれば、日本においても、Yのタイ王国における共有著作権が保護されることになる。Yがタイ訴訟において本件著作権を共有していると主張している事実は、本件請求②の紛争としての成熟性、ひいては確認の利益を基礎づけるのに十分であ[る]」としている。しかし、「仮に、Yが本権著作物につきタイ王国における著作権を上告人と共有しているとすれば、日本においても、Yのタイ王国における共有著作権が保護されることになる」との判示については不明確な点がある。ベルヌ条約上、著作権は属地主義に基づき各同盟国の著作権法により保護されるのであるが、著作権の成立、保護対象、保護の態様を含めて各国の著作権法に委ねられる。従って、タイ王国における著作権の共有の主張に基づき、日本において、わが国著作権法上、Yの共有著作権が成立するかを事実の問題を含めて確定する必要があるという理由付けとなるべきではないか。控訴審判決は、「Yがタイ訴訟において、ウルトラマンの新しいアイデア（着想）及びコンセプト（構想）を提案したことにより、本件著作物の共同制作者となったから、……Xと著作権を共有している」と主張しているとの事実より、「事実自体の性質としては、……本件著作物についての日本国における著作権の主張に連なる要素を有する」としているのである。この意味において、Yが日本における著作権を有しないことの確認を求める利益が有り得るということになろう<sup>14)</sup>。しかし、控訴審判決は、タイ訴訟におけるYの言動のみからは、日本国内における著作権の帰属についての確認の利益を根拠付けることができないとしている。「日本国における本件著作物の著作権に関しては、未だ日本国内においては具体的な紛争が存在せず、抽象的に紛争発生の可能性があるというに過ぎない」からである。

ベルヌ条約のいずれかの加盟国において保護される著作権が全ての加盟国においてその国の法の下で保護される。著作権の属地性より、当該国の著作権法の下で成立す

る著作権がその保護範囲においてみ、存在し保護される<sup>15)</sup>。従って、わが国法上の著作権はわが国にその財産所在地が存在し、タイの著作権はタイに財産所在地が存在する<sup>16)</sup>。わが国においてYが著作権を有しないことの確認請求については、わが国に当該著作権たる財産の所在地管轄が生じることとなる。しかし、タイ訴訟において著作権共有の主張があるからとして、直ちにわが国でYの著作権不存在確認訴訟が必要であったのか。わが国における著作権がXに存在することは誰も争わず、わが国法上はその帰属について何らの紛争にもなっていないのである。控訴審においてこの請求が追加されたのは、わが国の国際裁判管轄を騙取する意図を有するものとも考えられ、あるいは余りに技巧的である<sup>17)</sup>。むしろ特別事情（特段の事情）による管轄否定の余地があると解されるし、著作権たる財産の所在地管轄については、例えばYがわが国において著作権者として何らかの事業活動を営むなどの付加的な関連を要すると解することも可能であろうか。

国際訴訟競合に関して、最高裁は、「本件訴訟とタイ訴訟の請求内容は同一ではなく、訴訟物が異なるのであるから、タイ訴訟の争点の一つが本件著作物についての独占的利用権の有無であり、これが本件訴訟の争点と共通するところがあるとしても、本件訴訟についてYを我が国の裁判権に服させることが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものということではでき[ず]……我が国の裁判所の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるとは認められない」とした。

日本訴訟とタイ訴訟を比較すると、日本訴訟は上記①ないし⑥請求が提起されており、タイ訴訟がタイにおけるYらの著作権侵害行為の差止め請求等である。いずれの国の訴訟においても、本件著作権についての、Yに対する日本以外のアジア諸国における独占的利用権の許諾が中心的争点であり、これに対して独占的利用許諾契約書の真正が決定的な重要性を有する。しかし、タイ訴訟が刑事事件及び刑事事件に関連する民事事件であり、日本訴訟とは裁判の性質が異なる。従って、争点が重なるとしても、確かに、国際訴訟競合として、訴訟物の同一ないし事件の同一があると言えるかは疑問である<sup>18)</sup>。もっとも、原審がいずれも特段の事情の判断において、国際訴訟競合がわが国の国際裁判管轄を否定する一要素となるとしているのに対して、上告理由がこれに反論し、最高裁が応えたものであり、国際訴訟競合を特段の事情の枠組みにおいて考慮しようとしていること自体は疑いを入れ<sup>19)</sup>。国内訴訟が係属した時点で外国訴訟は係属していないので、後に提起された外国訴訟を考慮することが管轄恒定原則に反しないということになる。

この最高裁判決の差戻審である東京地裁平成15年2月28日判決（判例集未登載<sup>20)</sup>）及び東京高裁平成15年12月10日判決（判例集未登載<sup>21)</sup>）（以下、差戻審。以下の関連事件におけるX及びY等の表記は、前出第1審における当事者を固定して表記してい

る）が上告棄却され確定している<sup>22)</sup>。差戻審地裁判決及び高裁判決は、契約準拠法として日本法を適用しつつ、利用許諾契約書の真正を認め、契約が成立しているとした。従って、Yは日本及び日本以外において著作権を有しないが、日本以外において独占的利用権を有するとした。

差戻審地裁判決よるとタイ訴訟が第一審判決において請求を却下する判決を下しており、タイ最高裁に係属中であつた。東京地裁平成22年9月30日判決によると、平成20年2月5日タイ最高裁判決において本件契約書が偽造であるとされ、Yに対して、①本件許諾契約に基づく権利主張及び使用の禁止、②Xの著作権侵害等を理由とする損害賠償の支払い、を命じ、③Yが日本以外の国において本件著作物についての著作権を有することの確認を求めた反訴請求を棄却した。日本とタイの裁判所の判断において、利用許諾契約の成立及びYの独占的利用権については正反対の結論となつたのである。

東京地裁平成22年9月30日判決<sup>23)</sup>は中国訴訟とわが国訴訟との国際訴訟競合の事件である（原被告同一型、国内後訴、管轄肯定）。中国訴訟は、YがX及びXの上海子会社に対して、X及びXの上海子会社が中国法人らにライセンスを供与したことがYの著作権ないし利用権を侵害するとして、侵害行為の差止め及び損害賠償請求訴訟を提起したものである。中国訴訟では契約書の偽造が認められてY側が敗訴しており、上訴中であつた。日本訴訟は、Y（権利の譲受人たる独立参加人（承継人）、日本法人）がXに対して、XがAら日本、タイ、米国、中国の20社に対してライセンスを付与したことが日本国外における独占的利用許諾契約の債務不履行に当たるとして、損害賠償及び不当利得返還を請求した事件である。判決は、契約及び不当利得準拠法を日本法として、このうちA（日本法人）に、韓国、香港、マカオ、台湾、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシアにおいてライセンスを付与したことを債務不履行として一部認容した。なお、控訴審である知財高裁平成23年7月27日判決（判例集未登載<sup>24)</sup>）では、YとAとの間の「平成10年契約」<sup>25)</sup>の存在が認定されYが敗訴している。結局、この時点でXY間の利用許諾契約書について、日本の裁判所のみがこれを真正とし、契約の存在を認めたのに対して、タイ及び中国の裁判所が契約書を偽造であるとしたのであつた。しかも、わが国裁判所がYの日本以外のアジア諸国における独占的利用権を肯定したが、この侵害訴訟の第一審において一部認容されながら、控訴審では、請求額1億円に対して、対価1億円の前記契約の存在によりY側が逆転敗訴したのである。

地裁においてXより中国訴訟との訴訟競合が主張されたが、判決は、被告普通裁判籍所在地として国際裁判管轄を肯定し、特段の事情を否定した。この中で国際訴訟競合を考慮し、請求の一部が重複するとしても、中国訴訟ではわが国訴訟における請

求に係る20社のうち2社との取引のみが問題とされ日本訴訟の請求額が大きく上回る  
こと、証拠が日本以外に偏在していると認めることができないこと、準拠法が日本  
法であること、以上から特段の事情の存在を否定したのである。Y'が中国判決は相  
互の保証要件（民訴118条参照）を欠くと主張しているが、この点の判示はないので、  
将来の外国判決の承認可能性がないということを考慮要素としていない。また、142  
条の裁判所が日本の裁判所を意味するとした。XとYとの利用許諾契約書を偽造さ  
れたものであるとするタイ最高裁判決との関係については、わが国確定判決に反する  
として効力を否定した。

上記東京地裁平成22年9月30日判決に先立つ、知財高裁平成21年12月15日決定（判  
例集未登載<sup>26)</sup>）では、Y'よりXに対して外国訴訟の差止め等が求められ、これが否  
定された。すなわち、①日本国内外の第三者に対して、日本以外の国において独占  
的利用権を有しない旨の告知又は流布行為をXが行うことの差止め、及び②差止め、  
損害賠償及び不当利得返還の、Xによる国外における裁判上の請求の差止め、及び刑  
事告訴の差止めを求める仮処分申立事件である。この②が、外国において民事的救済  
を求める裁判上の請求の差止めであり、外国訴訟差止めを求めるものである。

判決は、不正競争及び契約の準拠法をいずれも日本法として、被保全権利の疎明が  
ないとしてY'の申立てを否定した。特に、外国における裁判上の請求を差し止める  
仮の地位を定める仮処分については、争いのある権利関係について債権者に生じる著  
しい損害又は急迫の危険を避けるために必要性がある場合に認められるとし（民保23  
条2項）、本件において、この必要性が否定されたのである。

Y'は一般に日本以外の全ての国における裁判上の請求の差止めを求めたものであ  
り、判決の結論は正当である。しかし、外国における裁判上の請求を差し止める仮の  
地位を定める仮処分について、一般論としては可能とするようである。事例を変えて、  
仮に、甲の著作権に基づく損害賠償請求及び差止請求に係る権利が被保全権利と  
して認められるときに、日本を含む複数国における乙による侵害に対する訴訟が、甲  
の著作権の本源国である日本に提起され、統一の解決が求められているとする。その  
後、ある特定国において乙がその独占的利用権を強く主張し、その侵害に基づく損害  
賠償及び差止めを求めて当該国における訴訟を実際に提起したという場合、しかも、  
国際訴訟競合について、わが国の国際裁判管轄の判断要素として考慮した結果、わが  
国が適切な法廷地であるとして訴訟が維持されたとき、甲の著しい損害又は急迫の危  
険を避けるために、外国訴訟を差し止めることができるであろうか。少なくとも判決  
のこの一般論からはその余地を生じる。しかし、競合する外国の訴訟を放置したとし  
ても、競合訴訟における原告敗訴が決定するわけではなく、わが国の本案訴訟による  
原告の権利の実現が直ちに困難になるわけではないとして、一般に、保全の必要性を

否定する見解がある<sup>27)</sup>。もっとも競合訴訟を放置し、これが先に確定したような場合に、その他国判決の承認執行がわが国において求められたとき、承認裁判所は国際裁判管轄を決定した裁判所とは異なり、必ずしも承認拒絶事由に該当すると判断することも言えないのである。しかし、外国訴訟差止めについては、外国の司法主権を侵害する恐れがあり、特に、国際的な競合的管轄の調整方法としては問題が多い。私見は、民事保全法上の仮の地位を定める仮処分によって外国訴訟差止めが可能であって、わが国訴訟を差し止める他国裁判所における外国訴訟差止請求のみを差し止めることができる<sup>28)</sup>と考える。

#### 8. 最高裁判平成28年3月10日判決（民集70巻3号846頁、判時2297号40頁、判タ1424号110頁）<sup>29)</sup>（原告逆転型、国内後訴、管轄否定）

X1はパチンコ遊技機の開発、製造、販売等を業務とする日本法人、X2はその取締役会長である。Yは、カジノ運営を主たる業務とするネバダ州法人である。X1の完全子会社A（ネバダ州法人）はYの株式の約20%を取得していた。X2はYの取締役でもあった。Yはネバダ州規制当局よりゲーミング免許を取得しているが、同州規制法令上、免許取得者の関係者が犯罪等に関与する個人・団体である場合に免許を剥奪される恐れがある。X2がこの免許の維持を脅かす行為を行ったとしてYの定款に従い、Aの保有する株式を強制償還する旨、平成24年2月18日、取締役会決議を行い、翌19日に、インターネット上の同社ホームページに決議内容（英語）を記載するプレスリリースを掲載した。Yのコンプライアンス委員会に提出された報告書により、X2及び関係者が米国連邦法である海外腐敗行為防止法<sup>30)</sup>に違反する行為を繰り返してきたことが立証されたこと等が掲載された。同日には、ネバダ州裁判所において、YがA、X1及びX2に対して、Yが合法的にかつ定款等に忠実に行動したことの確認請求及びX2の信託義務違反による損害賠償請求の訴訟を提起した。この米国訴訟において、A及びX1が、Y及びその取締役ら全員（原審被告・被控訴人ら）に対して、上記取締役会決議が無効であるとしてその履行の差止め及び損害賠償等を求める反訴を提起した。しかし、同年4月8日、米国連邦政府が訴訟参加し、刑事捜査を優先するために証拠開示手続が停止され、わが国地裁判決時点において、平成26年4月に弁論再開が見込まれる状況にあった。

その後、平成24年8月、日本において、XらがYらに対して、上記ウェブサイト記事により名誉及び信用を毀損されたとして不法行為に基づく損害賠償を請求して提訴した。原審、東京地裁平成25年10月21日判決（判例集未登載<sup>31)</sup>）及び東京高裁平成26年6月12日判決（判例集未登載<sup>32)</sup>）において、国際裁判管轄が否定された。

## 〔最高裁判旨〕

本案審理において「想定される主な争点は、本件記事の摘示する事実が真実であるか否か及びYがその摘示事実を真実と信ずるについて相当の理由があるか否かである。本件訴訟と別件米国訴訟とは、事実関係や法律上の争点について、共通し又は関連する点が多いものとみられる」。……そこで、本件について、民訴法3条の9にいう「……特別の事情」があるか否かを検討する。〔本件訴訟は、〕……本件訴訟の提起当時に既に係属していた……別件米国訴訟に係る紛争から派生した紛争に係るものといえる。そして、事実関係や法律上の争点について、本件訴訟と共通し又は関連する点が多い別件米国訴訟の状況に照らし、本件訴訟の本案の審理において想定される主な争点についての証拠方法は、主に米国に所在するものといえる。さらに、XらもYも、Yの経営に関して生ずる紛争については米国で交渉、提訴等がされることを想定していたといえる。実際に、Xらは別件米国訴訟において応訴するのみならず反訴も提起しているのであって、本件訴えに係る請求のために改めて米国において訴訟を提起するとしても、Xらにとって過大な負担を課することになるとはいえない。加えて、上記の証拠の所在等に照らせば、これを日本の裁判所において取り調べることはYに過大な負担を課することになるといえる。これらの事情を考慮すると、本件については、民訴法3条の9にいう、「日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情」があるというべきである。

## (1) 訴訟物の同一と関連訴訟

わが国訴訟は、(1) Y会社の個人取締役ら12名（居住地：米国及びマカオ）が、Y社コンプライアンス委員会にX2らの違法行為の調査を依頼し、同委員会に提出された米国所在法律事務所の報告書に基づき、取締役会において、X2及び関係者が米国海外腐敗行為防止法違反を繰り返した疑いのある不適格者と認定し、X1の子会社A社の保有するY社株式2,454万9,222株を10年満期の19億3,600万ドルの約束手形と引換えに強制償還することを決議したこと、及び(2) Y社が同社のホームページ上に上記取締役決議の内容を記載したプレスリリースを掲載したこと、以上の行為によって、(ア) X1及びX2の名誉信用を毀損し、精神的苦痛を与えた。また、(イ) X1の株式を保有していたX3社（日本法人、その完全親会社である香港法人の持分全てをX2がその親族と共有している）がX1株式価格の下落により損害を被ったとして（X1は日本国内取引所に上場している）、X1～3が、Y社及び同社個人取締役らに対して、損害賠償を請求した事件である。

他方、米国訴訟は、YがX1、X2及びAを相手方としてした、Yが定款及び内部準則に従い合法的に行動したことの確認請求及びX2の信認義務違反に基づく損害賠償請求の訴訟と、X1及びA社が、Y社及び個人取締役ら12名（わが国訴訟における



被告及び被控訴人の全員）に対して提起した反訴であり、上記取締役会決議の履行差止めと損害賠償請求である。

わが国訴訟の原審において、Y 社取締役らの (1) 及び Y 社の (2) の行為に対して、(ア) の原因に基づき X1 及び X2 が損害賠償を請求し、(イ) の原因に基づき X3 が損害賠償を請求している。高裁判決は、X3 の請求については、保有する株式価格の下落という間接的結果が発生するに過ぎないとしてわが国の不法行為地管轄を否定した。また、Y 社個人取締役らについては、プレスリリース公表について指示・幫助したことがなく、Y 社と共同不法行為の関係がなく、不法行為地管轄が否定される。仮に、これが認められるとしても特別の事情（民訴 3 条の 9）が存在するのでいずれにせよわが国の管轄が否定される、とした。Y 取締役らに対する (ア) の原因に基づく請求については、日本訴訟と米国反訴の当事者が一致しているが、原審判決を前提すると、わが国の管轄が否定される。他方、Y 社の (2) の行為に対する、X1 及び X2 の (ア) の原因に基づく請求については、わが国に民訴 3 条の 3、8 号にいう不法行為地が存するが、特別の事情が存在するとして、わが国の管轄が否定された。最高裁判決はこの点に関する。日米訴訟の訴訟物は異なる。

しかし、日米の訴訟は「紛争の核心」が同一であり、基本的な争点が一致するのである。このような関連訴訟について国際訴訟競合として規律されるかが問題となる。

高裁判決によると、X らが主張する名誉毀損の内容は Y によるインターネット上のプレスリリースの掲載によるものであり、「紛争の核心」は「X1 社及び X2 の活動が Y 社認定どおり [米国海外腐敗行為防止] 法や [Y 社の] 行動準則に違反しており、Y の株式を強制償還したことが正当といえるか否か」である。そして、わが国訴訟における基本的な争点は、プレスリリースの内容の真実性及び Y（取締役ら）がこれを真実であると信じたことに相当性があるかである。このプレスリリースは米国所在法律事務所が Y コンプライアンス委員会に提出した報告書に基づくものであるが、この報告書の内容は、X2 及びその関係者が、①フィリピンにおけるゲーミング事業を、フィリピンの憲法、法律、刑法に違反する方法で行っていること、②フィリピンでの事業運営を直接監督・規制する規制幹部 2 名に対し、長期間にわたり賄賂や金品を提供してきたとみられること、③米国海外腐敗防止法に違反しているこれらの支払と金額を隠蔽するため、意図的な対策を行ったこと、④韓国におけるゲーミング事業の初期投資を監督する立場にあった韓国政府職員に対して、同様の支払を行うなど米国海外腐敗行為防止法に違反する行為をこれまで繰り返してきたように見受けられることを報告するものである。日米の訴訟は「事実関係や法律上の争点について、共通し又は関連する点が多い」（最高裁判決）。日米訴訟は密接な関係を有する。

## (2) 証拠の所在

高裁判決によると、「その真実性をめぐる審理には、上記の調査資料である多くの文書を書証として取り調べるほか、[上記] 法律事務所報告書の作成に関与した者、事情聴取の対象となった者、米国海外腐敗行為防止法の解釈や運用状況に関する証人、X2のY社における言動についての証人など、多人数の人証の取り調べがXら側及びYら側の双方から申請されることが考えられる」。また、上記取締役会決議の有効性や株式の強制償還に係る対価の正当性も争点となる。「この関係でも、ネバダ州におけるゲーミング規制法制の内容とその運用の状況や、規制法制を受けてのYの基本定款における株式償還に関する規定の内容、更には本件[出資に関する各合意]の趣旨などの立証のために、多量の文書の取調べと多数の証人尋問が申請されることが予測される」。これら証拠の所在地としては、X側の証拠として日本国内における証拠は「証拠全体の一部にとどまる」。上記報告書の調査資料となった多数の文書、報告書の作成関与者、事情聴取を受けた者らは主として米国に所在している。そして米国訴訟において、既に開示手続が進行しているのである。判決によると、合計約100名の証人及び約9,500点の文書が開示されているところ、開示文書の大部分が英語で作成され、証人の大半は米国、フィリピン及びマカオに在住する外国人であり、日本語に通じない、とされている。わが国での審理において、これら文書類の翻訳や点検・確認作業に要する時間は膨大であり、また、外国に居住する証人の喚問、及び証人尋問に際し逐一通訳を要する点で、当事者及び裁判所にとって、多大の労力と費用負担がかかることが予想され、審理の長期化は避けられない。「適正かつ迅速な審理の支障となる」(高裁判決)。

## (3) 当事者の予測可能性・当事者間の公平

資力の観点からは対等当事者間の紛争であるといえよう。しかし、Xらは、Y会社を通じて米国におけるゲーミング事業に参入しているのである。X1及びX2は米国に拠点を置き事業を行うY社に出資し、経営にも参画している。A及びXらはY及び他の出資者との間で、Yへの出資に関連する複数の合意をしているところ、合意に関する訴訟についてネバダ州裁判所の専属管轄及びネバダ州法を準拠法とする定めがあり、契約書面はいずれも英語で作成されている。X側も米国における裁判を予測可能であったというべきである。しかも、事実的法的争点が同一の米国訴訟において、反訴提起し、開示手続において相当数の証拠を提出しているのである。また、ネバダ州民事訴訟規則において、Y会社に対する訴えと他の個人取締役らに対する訴えを併合可能な条項が存在する(高裁判決)。Xらが名誉毀損に係る請求について米国において「改めて提起するとしても、各別著しい負担をかけるものとは認められ[ない]。わが国の裁判所で審理及び裁判をしなければ裁判を受ける権利が実質的に保障

されないといった事情も認めることができない」（地裁判決、高裁判決も同旨）。

（4）インターネット上の表現と名誉毀損の不法行為地管轄

なお、地裁判決及び高裁判決において、米国企業のHP上、英語で記載されたプレスリリースの掲載が、わが国において、Xらの名誉・信用毀損の結果を生じるとして、わが国の不法行為地管轄が認められた。地裁判決は他国におけるインターネット上の表現が、「日本国内においても容易に閲覧可能な状態に置かれること」、及び「X2は、日本人であり、A社の親会社であるX1社は、日本の株式会社であって、日本国内にも株主が多数いることは容易に想像され得るところであること」から、「英語表記である点を考慮しても、なお日本国内で閲覧され、日本の投資家等にも多大な影響を及ぼすであろうことは、十分予見することが可能であった」とする。

インターネット上に一定の情報なり表現を公表すると、世界中の国々において、瞬時に閲覧可能となる。従って、被害者の本拠等、その名誉・信用の存在する地においては常に侵害の結果が発生することになる。判決は「当該地において名誉毀損の結果が発生し得ることが、客観的事情に照らして予見可能であった場合には」という条件の下で<sup>33)</sup>、「名誉毀損の結果発生地をもって」不法行為の直接の結果発生地であると解することができるとしている。しかし、インターネット上の表現である場合、他国においても容易に閲覧可能であることは誰も予見し得るところであろう。従って、被害者が日本法人であって日本の取引所に上場しており株式を発行している場合には、日本の投資家に影響を与えることが予見可能である、とする点が実質的な意味を有する。その場合には、英語表記であることは無関係であるとしている。すると、外国法人の名誉信用を毀損するような表現をインターネット上に公表すると、常に、その本拠地において裁判を予想しなければならないのであろうか。東京地裁平成26年9月5日判決（判時2259号75頁）は、被告が電子メールをNYから日本における原告の関係先に送信した行為に基づく原告の名誉毀損について、日本が不法行為地である（日本において法益侵害が発生した）としている。インターネット・ホームページ等に公表するために、外国において情報ないし表現がサーバにアップロードされこれが他国においてダウンロードされる場合と、電子メールの送受信とは区別可能であろう。後者は郵便による方法の類推により情報の到達地が結果発生地と解し得る。前者の場合、世界中のインターネットに接続する全ての者に閲覧可能となるが、通常は情報をアップロードした国において情報の公表としての効果を期待しているものと思われる。個人ないし一般企業とメディアの区別も必要であろう。この意味において使用言語も意味を有し得ようか。更に、検討を要する<sup>34)</sup>。

（5）ウルトラマン事件との区別

ウルトラマン事件と本件名誉毀損事件とはいずれも、国際訴訟競合の場合に内外訴

訟の訴訟物が異なるとしても「紛争の核心」が同一である事件であった。一方が、日本以外における利用権を付与する利用許諾契約書の真正ひいて利用許諾契約の存否であり、他方が、プレスリリースの真実性及び取締役らがその内容を真実であると感じたことの相当性である。しかし、ウルトラマン事件では、当該著作物を制作した著作権者の本国すなわち本源国がわが国であった事件である。日本の訴訟では、日本及びタイにおけるこの著作権の帰属（共有）及び利用権が争われており、タイ訴訟ではタイにおける著作権の帰属が争われ、侵害訴訟が中心である。独占的利用権を有する旨の警告書を著作権者の日本における取引先に送付したことによる業務妨害の結果がわが国に生じているとされた。しかも、タイ訴訟が刑事事件及びこれに付帯する民事事件であり、日本とタイの訴訟の性質が大きく異なる。跛行的法律関係が発生したとしても、わが国訴訟を維持するべき要請があったとも言える。契約書の真正について、証拠の所在からも、日本において審理可能とされたのである。日本とタイにおいて訴訟を提起した日本の著作権者にとって皮肉なことに、日本訴訟で敗訴し、タイ訴訟では利用許諾契約書が偽造であるとされたのであり、わが国の確定判決の存在によってタイ判決の承認が阻まれることとなった。もっとも前述のように、利用許諾を受けたとする相手方も、わが国訴訟での勝訴により得られたものは余りなかったとも言える。他方、ウェブサイト名誉毀損事件では、カジノを運営するネバダ州法人とこれに子会社を通じて出資した日本法人及びその代表者との紛争である。ネバダ州法人の株式強制償還の合法性という会社の内部関係の問題であり、日本法人は米国に自ら進出し事業を展開していた。しかも、出資合意に関する紛争について、ネバダの裁判所と法に対する専属管轄合意及び準拠法合意が存在する。米国との関連が極めて強い。日本法人側は米国訴訟を積極的に遂行しており、自ら反訴提起をしている。日米訴訟において同一の「紛争の核心」を審理するための証拠は日本以外に多く所在し、米国訴訟ではディスカバリーが相当に進展していたのである。

以上、最近の二つの最高裁判決により、国際訴訟競合について、国際裁判管轄を否定する特別事情（民訴3条の9）の考慮要素として判断することが確定判例となったと言える。一方が原被告同一型国内先訴の国際訴訟競合であり、他方が、原被告逆転型（一部同一型）国内後訴の国際訴訟競合である。しかし、特別事情の考慮を行う以前に、国際裁判管轄原因たる概念の解釈を尽くすべきであり、これにより管轄が否定されるときには、「特別の事情」に依拠する必要がない。

## ii 整理

本稿で取り上げた最近の判決例の内、1-②、3、5、6、7（原審及び関連訴訟）、8（原審）が、国際訴訟競合を、国際裁判管轄を否定する特段の事情ないし特

別事情の考慮要素の一として判断しており、下級審判決例の傾向<sup>35)</sup>を受けて、7 最高裁判決及び8 最高裁判決がこの判断定式を確定判例としたのである。

原被告逆転型で国内後訴の場合に却下したものが、1-②、2、8（原審及び最高裁）であり、わが国の裁判管轄を肯定したのが、1-①、3、5、6である。原被告同一型が4と7であり、4が国内後訴を却下し、7が国内前訴の場合で原審（地裁及び高裁）が管轄を否定したが、最高裁が管轄を肯定した（破棄差戻し）。

外国訴訟が相当程度に進行していたのが1-②、2、4、8である。1-②は原被告逆転型の求償訴訟である。2は、外国訴訟が実体審理に至っており、外国所在不動産の売買契約に関する履行訴訟に対する、国内の消極的確認訴訟である。8では、米国訴訟においてディスカバリーが相当に進行しており、判決によると100名余りの証人及び9,500点程の文書が開示されており、その開示文書の大部分が英語で作成され、証人の大半が外国に居住する外国人であり日本語に通じない。しかし、わが国において、その全てを審理しなければ裁判ができないという理は無いのであり、わが国の訴訟制度において必要かつ可能な程度で審理すれば足りるはずなので、このことは程度問題をいう修辞であると解される。原告は、特に米国訴訟で反訴を提起しており積極的に外国訴訟を遂行している。4は、同一型であり、原告は外国給付訴訟で敗訴し、確認訴訟が係属中であつたがこれを放置しつつわが国で提訴したのである。いずれもわが国訴訟が却下された。

証拠の所在が重要な意味を有するのが、1-②、5、8である。1-②では製造物責任に関して製造者が異業種に転換しており、わが国において設計製造に係る証拠が期待できなかったのに対して、外国が事故地であり、当該の製造物や被害者に関する証拠が外国にある。5がわが国にある銀行口座における預金担保の設定及び実行を巡る問題である。8が、外国に進出した日本企業と出資先企業との紛争であり、出資先国の法令及び出資先外国企業の行った調査及びその報告書を巡る問題が中心的な争点となる。

当事者の資力が対等ではないと考えられるのが、1-①及び2であり、いずれも原被告逆転型で、1-①の国内訴訟の原告、2の国内訴訟の被告の資力が、相手方との比較において乏しい。1-①が国内訴訟を維持し、2が否定している。なお、1における、製造物責任被害者たる外国人との関係では資力が問題とされる余地があるが、判決は関係しない。その他、当事者の事情ないし当事者間の関係については、1-②は求償訴訟相手方外国企業が代金見積もりを入手しただけであり、本体の製造物責任訴訟とは本来的な関係が無い。5が、実質的に日本企業同士の紛争であり、日本が普通裁判籍所在地であった。6では、相手方が、日本企業（管財人）及び外国企業であり、外国企業の代表者が日本に事務所を構える外国法事務弁護士であった。1-②の

事情はわが国管轄の否定に、5及び6の事情はわが国訴訟の維持に有利に働いた。

訴訟の対象に関して特徴的であるのが、2が雇用契約上の使用者と被用者であった者の間の紛争であり、元被用者の居住地である外国に所在する不動産の売買契約を巡る訴訟であった。3が日本人同士の親族関係に係る利益を被侵害利益とする不法行為訴訟であり、7がわが国を本源国とする著作物の著作権を巡る紛争であった。2がわが国訴訟を却下する方向に、3と7がわが国訴訟の維持に有利に作用した。

また、知財高裁平成21年12月15日決定（前掲）は外国訴訟差止めが民事保全法23条2項の仮の地位を定める仮処分として、一般的には可能であるとしたもので、注目される。

## IV 立法論

### 1. 国際裁判管轄に関する調査・研究報告書

平成20年4月には、高橋宏志教授を座長とし国際民事訴訟法の研究者及び実務家からなる、国際裁判管轄の規律の在り方に関する「国際裁判管轄研究会」による『国際裁判管轄に関する調査・研究報告書』（商事法務研究所。以下、報告書）が公表されていた。これが国際裁判管轄法制の整備のための準備作業であった<sup>36)</sup>。同研究会の構成員の多くがその後の法制審部会の構成員となっている。報告書の第7が「国際裁判管轄に関する一般的な規律」であり、その裡、第7の1が「事案の具体的事情を考慮して管轄を排除するための規律」、第7の2が「国際訴訟競合に関する規律」、第7の3が「緊急管轄に関する規律」である。

同研究会においては、国際訴訟競合に関する規律として、「1 日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存する場合であっても、外国に同一の訴えにかかる訴訟が既に係属している場合には、一定の要件の下に、日本の裁判所に係属している訴訟について、訴えの却下をすることができるものとする」という提案がなされていた。その、2として、甲案が同様の場合に、わが国に係属する訴訟の中止及び中止決定に対する独立の不服申立てを認めるというものであり、乙案が、特段の規定を設けないものとする。却下ないし中止を認める規定を設けるとい意見が大勢であった<sup>37)</sup>。同時に、事案の具体的な事情を考慮して管轄を排除する一般規定（特段の事情論の立法化）の提案が存在し、却下ないし中止が効果とされていたので、これとの関係について、特別事情の一般規定に全てを委ねることは望ましくないという意見が大勢であった、とされている<sup>38)</sup>。なお、訴訟競合の場合として、外国訴訟係属の先後に関わらない。また、外国の先行訴訟であれば必ず優先されるとすることは相当ではないとの意見が多かったとされている<sup>39)</sup>。却下の要件としては、先行外国訴訟の確定性

及び承認の予測に基づきわが国裁判管轄を否定するとする見解と、わが国と外国との法廷地としての適切性の総合的な比較衡量を行う見解が対立している<sup>40)</sup>。

## 2. 法制審議会国際裁判管轄法制部会における審議

平成8年の新民事訴訟法の制定時にも国際裁判管轄及び国際訴訟競合に関する規定の立法化が検討されながら、これが見送られていたが、漸く平成20年9月に、法務大臣の諮問を受け、法制審議会において国際裁判管轄法制部会が設置され<sup>41)</sup>、同年より民事訴訟法の改正としてこれらの問題について審議が開始されたのであった<sup>42)</sup>。平成23年には、財産関係事件の国際裁判管轄に関する規定が民事訴訟法及び民事保全法に盛り込まれた改正法が公布された（法律36号）。しかし、国際訴訟競合に関する規律については、部会における審議の最終段階まで議論されながら、結局立法化されなかった。以下に、国際訴訟競合に関する部会における議論の詳細を紹介したい。

当初、国際裁判管轄法制部会において、国際訴訟競合における国内訴訟の却下について検討されていた（平成21年2月27日付の部会資料12）。すなわち、承認予測説に則した案、国際裁判管轄規制説としての案、これら両者の折衷案、及び特段の規定を置かないとする案である。

[甲案] 外国の裁判所において係属する訴訟について、確定判決に至ることが明らかであり、かつ、当該確定判決が日本において承認されることが予想されるときは、日本の裁判所において係属する訴えを不適法なものとして却下することができる。

[乙案] 事案における具体的な事情を総合的に比較衡量し、日本よりも外国の方が法廷地として適切であると認められるときは、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定して、訴えを却下することができるものとする。

[丙案] 外国の裁判所において係属する訴訟について、確定判決に至ることが明らかであり、かつ、当該確定判決が日本において承認されることが予想されるときは、日本の裁判所に係属する訴えを却下することができるものとし、ただし、事案における具体的な事情を総合的に比較衡量し、外国よりも日本の方が法廷地として適切であると認められるときは、この限りではないものとする。

[丁案] 判決の抵触については、専ら外国判決の承認の規律により対処すれば足りるとして、特段の規律を設けないものとする。

更に、一定の要件の下で中止を可能とする規律が必要かについて検討するとされている。

平成21年2月27日の部会議事録（第一読会）によると、丙案の支持が比較的多かつ

たことが窺われる。部会の議論では、丙案が、国内的な二重起訴禁止法理と同種の思想を有するものとして、訴えの利益の文脈で理解されている。例えば、佐藤達文幹事（事務局）発言によると、丙案は甲案と乙案のミックスのような形にはなっているが、乙案は国際裁判管轄の問題として扱うものであり、甲案及び丙案とは質的に異なる。丙案が甲案の亜流であり、訴えの利益の問題として、甲案をベースにしながらか適切な法廷地という点も考慮するという理解である。また、乙案が訴えの提起時点の事情のみを考慮できるのに対して、甲案及び丙案は、訴訟係属中の事情を考慮しながら中止と組み合わせる規律が可能である、としている。高田裕成委員も、「外国との関係においては重ねて提起された訴えについて、日本でも改めて審判を受けるだけの利益、必要があるかどうかという問題として丙案をとらえることも」あり得る理解である、とする。事務局の説明とは反対に、訴えの利益の問題であるとする、外国先訴、国内後訴の場合が規律対象となるとする。

中止規定については、裁判所の裁量として中止も可能であるとする方向での議論が中心的であり、中止決定に対して当事者の手続保障の観点から不服申立制度を創設すべきであるとの議論がある一方で、中止そのものに対して、裁判所より消極的な見解が述べられている。朝倉幹事の発言によると、「中止をすると不服申立てをされて、このやっかいな要件をいろいろ考えなければいけません。……中止をしなければ不服申立がないわけですから、これは中止しないです。……[外国でも訴訟をしているわけなので、]何もそう急いでやる必要はないわけですので、……3ヶ月おきぐらいに期日を入れて、……。研究者としてのあるべき理想論とは離れるかもしれませんが、余り無駄にもなりませんし、いいのではないのでしょうかねという感じで実務は動いていくのかと思います。……そういう人間の心理を無視して制度を作っても、多分機能しないのではないか……」。弁護士会の手塚裕之委員も、制度が「扱いにくいものになってしまい、事実上使用せずに、追って指定が支配的な実務に……誘導するのはよくない」としている。

もっとも中止規定があれば、裁判所と当事者の三者が同意する場合もあり得るし、建前として審理が進むとしても、3ヶ月おきぐらいに期日が入るとすれば、その機会に当事者から中止決定の催促ができる（高橋宏志部会長発言）。中間の裁判に対する独立上訴が心理的障壁になるというのであれば（山本克己委員発言参照）、これを緩和する方向もあり得るところであろうか。

平成21年7月28日に法務省民事局によって公表され、パブリック・コメントの募集がなされた「国際裁判管轄法制に関する中間試案」の第8において次の提案がなされた。



（中間試案）

[甲案]

[A 案]

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

[B 案]

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

[乙案]

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

中間試案の補足説明によると、この甲案は、国際訴訟競合について訴えの利益に「類する」問題であるとの理解に基づき、中止規定を導入するものである。中止は裁量的であり、訴えの却下について規律を置く必要があるとする意見が部会において無かった。もっとも、国際訴訟競合に関する規律を設けるとしても、日本の裁判所が、外国裁判所に係属中の訴訟の審理状況等を、国際裁判管轄を否定する考慮要素として訴えを却下することを排除しないとしている点に注意しなければならない。従って、中間試案は、国際訴訟競合を国際裁判管轄を否定する特別事情の要素として例外条項を適用して訴えを却下する規律と、訴えの利益の問題として中止する規定の二本立ての規律を可能とする提案をしていたことが分かる。平成21年6月19日の部会議事録（第2読会）における高橋部会長発言によると、特段の事情による規律を排除しないというのが部会の方針であり、「それにプラスして訴訟競合の規律を置くか置かないか」という点が問題となっている。

第2読会の議論としては、甲のA案、B案及び乙案の全てに支持があった。

補足説明によると、国際訴訟競合としては、事件の同一性及び外国訴訟先行の場合を要件とするが、事件の同一性及び訴訟係属の意義については解釈に委ねる。更に、外国訴訟の完結性及び外国判決の確定性と民訴118条に基づく承認の、予測を要件として要求する。この予測について、中止規定であるから、高い蓋然性や確実性を求め

るものではないとされる。なお、平成21年6月19日付の部会資料17「国際裁判管轄に関する中間とりまとめのためのたたき台(4)」によると、却下に関する規定を設けるとすると、「外国裁判所に係属する事件が判決により完結し、その判決が確定する蓋然性が高く、かつ、確定した判決が民事訴訟法第118条の規定により効力を有することが確実であると認めるときは」とする要件が考え得るとされていたところである。

A案とB案との相違は、当事者による中止の申立権を認めるか及び中止決定に対する不服申立ての制度を創設するか点である。A案は特に不服申立制度により当事者の手続保障に留意するものであった。不服申立てについての検討事項として、試案において次の通り注記されている。(i)中止申立てを却下する決定に対する不服申立てを認めるか及びその方法、(ii)中止決定の取り消しについての規律、(iii)中止取消決定に対する不服申立て及び中止取消申立ての却下に対する不服申立てを認めるか否か、である。なお、この検討事項に対して複数の案が提示されている(9月4日付け部会資料20)。中止及び中止取消について申立権を認め、中止の認容及び却下のいずれについても不服申立を認める案、中止及び中止取消について申立権を認め、審理が中止されることになる決定に限り不服申立てを認める案、及び中止申立権を認めるが中止取消の申立権を認めず、中止決定に限り不服申立てを認める案である。

B案が、不服申立て制度は濫用により裁判の遅滞を招く恐れがあるため、中止を全く裁判所の裁量に委ねる。

乙案は国際訴訟競合については規定を置かず、内外判決抵触の処理を専ら外国判決承認の規律によるものとするものである。外国判決確定性や承認予測の困難を理由とし、外国訴訟係属の扱いをわが国訴訟の弁論期日や準備期日の間隔を調整するなどの実務による運用に委ねる。乙案も、国際訴訟競合を国際裁判管轄の判断要素とすることを排除するものではないとされている<sup>43)</sup>。

第2読会において、阿部潤委員(裁判所)より表明された懸念を若干敷衍してみる。まず、わが国企業が訴訟を提起するのがたまたま遅れたがために外国で先に提訴されたような場合、甲案の規律により、多くの場合に中止されてしまうと、先行外国訴訟が優先され、わが国訴訟の中断中に外国判決が確定したときには、外国判決の承認がなされる場合、この既判力によりわが国訴訟が決定される。これが普遍的な思想であろうか、というものである。次に、甲案における、判決としての完結性、確定性、承認可能性の要件について、この充足が、外国訴訟が終局段階にあるとき、あるいは相当証拠調べも進んでいる段階であるとする、「その適用場面が余り広くない」。最後に、B案の不服申立制度について、次の様に述べている。「不服申立てがあるとやはり見込みについて相当疎明を求めるだろうという感じがするのです。……事件係属は送達まで必要か受理で足りるかとか、外国で訴訟物概念のないところで事

件の同一性がどうなのかという、そういうものについても全部不服申立てにおける審理に耐えるように、相当議論をして疎明を求めるため、これで何期日か使ってしまうかのような感じもして、そうすると何か本末転倒ではないか……。審理をする立場からすると、中止規定は必要なのか疑問に思うところです。期日は追って指定という実務について、裁判所の手続裁量に対する規律が必要であるとする議論に対して、「追って指定」で事件を放置するということというのは、実際は余り考えられない。と申しますのは、……双方納得しないとなかなか「追って指定」にはできません。つまり期日指定の申立てがされると結局応答をしなければいけないからです」。

これに対して、青山委員が甲のB案を支持して、次の趣旨を述べている。まず、A案は明確であり、訴えの利益、当事者の裁判を受ける権利からは魅力的であるが、一方で、不服申立てによって手続が非常に重くなる。B案において、中止に対する不服申立てができないとしても、外国で訴訟が係属しているのであるから、外国で裁判がなされるという前提があるのであって、ただ訴えを却下するというのとは違う。

完結可能性、確定可能性、承認可能性の要件については、中止の申立てをする者にその疎明を求めるという趣旨ではなく、「こう書いてありますけれども、承認可能性がおよそないというのだったら、もう中止はしないでどんどん進める。しかし、その国との間では今まで判決もいろいろあって承認されているということであれば、それを待ってもいいではないかということを経験によって裁判所が考えればいいので、だからこそ不服申立てなどはしないで、場合によっては……すぐ中止決定を取り消すということ柔軟に対応できるのがB案ではないか」。従って、相互の保証を欠くといった典型的に承認予測が全く成立しない事件では、国際訴訟競合の規律を行わない。その他の場合に、裁判所の裁量により、追って指定と言う代わりに中止及びその取り消しを柔軟に行うという。

「訴訟指揮上、向こうの裁判の状況を見ながら、こちらで柔軟に対応する。それを追って指定という形ではなくて、中止決定という形です」。すなわち中止という法形式を与えることで、訴えの利益や裁判を受ける権利の要請を受け止めながら、不服申立てを認めないことで、訴訟指揮における手続裁量の要請にも応えらるるのである。

手塚委員（弁護士会）は乙案を支持していた。甲のB案にしても、裁判官によって判断が大きく相違するというのは問題であるとし、裁量の範囲を限定する必要があるとしている。

古田啓昌委員（弁護士会）は、甲のA案であれば、裁判官の判断に対して、抗告審、あるいは許可抗告審で、最高裁で判例統一が可能になるとして、同案を支持している。不服申立てにより手続が重くなるという点に反論して、現在の判例実務が訴訟

競合を特段の事情の一要素として考慮して、国際裁判管轄の存否を終局判決により判断することになっているので、これを控訴、上告で争うことになる。中止決定に対する抗告という制度設計であれば、それよりは軽くなる、とする。また、訴えの先後を判断材料とすべきではあるが、国際訴訟競合を訴えの利益として整理し先に係属した方を常に優先するという考え方に反対であり、国内訴訟が先行していても中止の適用があり得るとするべきである、という。

横山委員及び高田委員は、国際訴訟競合の問題を無制限に特段の事情に持ち込むことを問題視し、高田委員はこれに対する「消極的なメッセージ」として甲案を支持している。また、訴えの利益といっても、「内外の手続が等価値であることを前提に、日本であえて審理、判決を得なくてもその目的が達成できるかどうかという意味」であり、国内事件での訴えの利益とは若干イメージが異なるとしている。高田委員は、中止規定の最大の意義は不服申立ての対象を作ることにあり、A案を支持する。当事者の「訴訟の進行を求める利益」について、上級裁判所の判断を仰ぐという選択肢を残すことが妥当であるとする。

研究者委員の多くが甲のA案を支持していた。

管轄の基準時に関する管轄恒定原則と国際訴訟競合の関係について、事務局（佐藤幹事）が管轄の基準時を訴えの提起時点に固定する理解を示したのに対して、反対意見が述べられている。まず、山本克己委員が、特段の事情は管轄そのものではなく、管轄があるけれども裁量的に裁判権行使をしないという規定だと位置付ければ、管轄の基準時が訴え提起時に拘束されるという謂れはない、とする。古田委員によると、民事訴訟法15条は国内管轄についての規定であり、国際裁判管轄には同条の適用がないので、基準時は口頭弁論終結時ということになっているとしている。

内外訴訟の同一性要件について、次のような議論が存在した点が注目される。道垣内委員が、いずれにせよ効果が中止であるから、当事者・訴訟物の完全な同一ではなく、同一又は関連するぐらいの規定でもいいのではないかの提案を行っている。例えば、外国での特許無効を求める訴訟とわが国の当該国特許の侵害訴訟の関係が含まれるべきであるとする。これに呼応して古田委員が次のように述べている。「後から訴えを起こす方はいろいろ工夫をする……。例えば当事者を少し増やしてみる、親会社を入れてみるとか役員を入れてみる、それから請求原因について、例えば不法行為を入れてみるとか、独禁法違反を入れてみるとか、……少し緩めの同一性の基準で判断することにした方がいい」と。もっとも、例えば10月2日の議事録において、後述する甲案の別案を前提に、これが消極的訴訟要件であるとする、同一性要件が必要であり、関連訴訟に拡張するべきではないとする意見が述べられており（山本克己委員、横溝大委員）、委員の間でも意見の一致がない。

平成21年9月4日付けの部会資料20において、裁判所の裁量をより広く認め、内外訴訟の提訴の先後を問わない新たな提案がなされている。また、同日付け部会議事録によると、パブリック・コメント照会の結果、裁判所及び日弁連が乙案支持であったとされている。しかし、訴え提起の先後を決定的な要件として厳密な要件の下に規律を行う甲案に反対なのであり、規律自体に必ずしも反対であるとも言えないという。甲のA案を支持したのが、横浜弁護士会、日本貿易会及び個人の研究者であった。平成21年10月2日付け部会資料22において、パブリック・コメント照会の結果の説明が補足された。中間試案の乙案を賛成する意見が多数であったが、厳格な要件を定めた規定を設けることには反対であっても、裁判所の裁量による中止規定を設けるなど、何らかの規定を設けるべきかについては賛否が分かれたという。

パブリック・コメント及び部会における議論を踏まえて別案が提案されている。

（別案）

裁判所は、外国裁判所に係属する事件と同一の〔別案：同一の又は関連する〕事件が係属する場合において、外国裁判所における審理の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、外国裁判所の事件の判決が確定するまで〔別案：4月以内の期間を定めて〕訴訟手続を中止することができるものとする。

別案も、不服申立て制度を設けないとするものである。

9月4日付け議事録において、別案を前提に、中止制度を設けることと追って指定とすることの相違について、以下のような議論がなされた。中止制度が対外的に意味を有するものであるかについて、高橋宏志部会長が次のように述べている。「規定を置けば日本にはそういう制度がある、そういう意味では透明度が高まる。……追って指定というのは本当に指定したことになるのかというような議論にならなくて済む。規定の上では透明度は高まる。その程度なのかもしれませんが、しかし何も手掛かりがないよりはいいだろうというぐらいです」。更に、中止と追って指定との関係について、「追って指定は本案審理をするけれども、期日だけはまだだというわけですよ。中止は一定期間かもしれませんが本案審理をしない。……〔不服申立制度のない〕B案以下では両方あり得る。……中止でなく追って指定にするのが適当な局面もまたあるのかもしれないので、中止でなければいけないということではないのだろう……。同様に青山善充委員によると、「中止制度を入れた場合に、……追って指定が完全になくなって、あれは違法だということにな〔らない〕。……中止と追って指定をそれほど区別しなくても、今の実務の追って指定をもう少し透明度は上げる必要がある。そのために、特に外国で訴訟が係属している場合には、……〔追って指定〕を

一步前進させるということだけの意味ではないだろうか」。

10月2日付け議事録において、別案の法的性質に関する議論がなされている（阿部委員の発言参照）。甲案の出発点が承認予測説であったが、訴えの先後を問わない規律となったものであり、委員の間でも意見が分かれている。なお承認予測説の延長線上として、訴えの利益としての訴訟要件であるとする見方、すなわち訴えの先後を問わず、国際的訴訟競合の場合に外国訴訟に解決を委ね、日本であえて審理を進行させ判決をしないというのが基本的ポリシーとする意見（高田委員）と、「手続裁量に対するの考慮事項を明示することによって、ある程度の制約をかけていくという観点」であるとする意見（林道晴委員（裁判所））である。別案が、「国際的訴訟競合という事態が生じた場合には、期日を2～3か月に一回置いて様子を見ていく、そういう運用に近い形が中止という名のもとにできるように」なっている（林委員）。期日は追って指定という形で訴訟を放置しておくという実務は実際には余り考えられず、期日の間隔を調整することが通常であり期日指定の運用は弊害がなく（阿部委員も同調している）、別案は許容範囲である。中止か期日の間隔調整なのかは「手続裁量の中の話」である、とする。従って、別案を前提すると、事件の同一か関連訴訟を含むかの議論も意味のあるものではないし、手続裁量を法定する案なので、不服申立制度のない中止制度の創設はむしろ裁判所の乱用を招きかねず、当事者の手続保障に危惧を生じ得る、という。

平成21年10月30日付け部会資料23において、次の提案がなされた。

〔乙案〕 国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

〔丙案〕 裁判所は、外国裁判所に係属する事件と同一の事件が係属する場合において、日本及び外国の裁判所における審理の状況、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結してその判決が確定する見込み、その判決が民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなる可能性その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止することができるものとする。

（補足説明）

丙案について

- (1) 丙案は、(i)日本の裁判所と外国の裁判所に係属した事件の先後を問わず、(ii)適用の対象を外国の裁判所に係属する事件と同一の事件とし（何が「同一」にあたるかどうかは解釈による。）、(iii)中止の要件の判断について、考慮要因として日本及び外国の裁判所における審理の状況、外国の訴訟が確定判決に至る見込み、その判決の承認可能性を挙げつつ、裁判所の裁量を広く認め（中止の要件の判断に当たり、裁判所が当事者の意見を聴くことも妨げられない。）、(iv)中止期間を4か月間以内の期間と定め、(v)当事者の不服申立権は認め

ないとする考え方である。

- (2) 丙案のような規律を置くことにより、(i)日本の裁判所と外国の裁判所の判決の矛盾抵触を避けることができ、無駄な訴訟追行を避けることができる、(ii)国際訴訟競合が生じた場合に、裁判所が訴訟手続を中止する法的な根拠が明確になるなどの利点があると考えられる。他方、丙案に対しては、(i)判決の矛盾抵触を避けるため、外国裁判所の審理状況を見守るのが適切な場合には、期日の間隔を調整するなどして柔軟に対応すれば足りるのではないか、(ii)中止の要件の判断基準があいまいになり得る上、不服申立手段を設けないのであれば、現在の実務の運用と変わりがなく、あえて規律を置く必要がないのではないかなどの指摘がありうる。

これに対して、同日付け部会議事録によると次の様な議論がなされていた。中止期間の更新及び手続再開後の再中止が可能であるとする立場であることが事務局より回答され、これに対して山本弘委員が、それでは「手続裁量を縛って本案判決を受ける権利をある程度保障するというような意味も乏しくなっている」とする。

朝倉幹事が、期日指定の実務に弊害はなく、丙案を手続裁量の法定であるとするむしろ「審理をしないということを大っぴらにできる方法の一つ書いてしまうことになりはしないのか。言ってみれば、今、追って指定という審理はしなくなっているのに、国際訴訟競合をしたら大手を振って追って指定にしていなのだよ」というメッセージ効果を有しかねないとの懸念を示している。阿部委員もこれに同調して、期日指定の実務が上手くいっているのであり、丙案では、むしろ当事者による審理の引き延ばし工作に用いられるなどの弊害が心配されると発言している。

手塚委員が丙案に反対し、4カ月という期間で終わるとすると短いこと、及び要件の複雑さから中途半端な規定であり弊害が大きいとする。

これに対して、青山委員、道垣内委員及び山本和彦委員が丙案を支持している。訴訟要件ということではなくて、「手続をとめておくという訴訟手続上のテクニックをここに一つ置いてもおかしくはない」（青山委員）。「日本はその外国の訴訟係属を決して無視するわけではなく、それを受け入れる用意があることを国際的にも明らかにする」というメッセージ効果、及び「個々の訴訟事件における当事者に対する透明性の確保」という二つのメリットがあり、濫用の心配に対しては裁判所が適切に対応すれば足りるとする（山本委員）。

平成21年11月20日付けの部会資料24要綱案（第1次案）において、国際訴訟競合について部会資料23と同一の提案がなされている。

これに対して、古田委員の「4か月だけ手続を止めるということであれば手続を止める実質的な実益がないと思いますし、逆に4か月間の中止を何度も更新して、その

結果1年、2年と手続が止まるということになりますと、その間不服申立ての手段がないというのは原告の権利保護の観点から問題だ」とする発言の後、高橋部会長が次の様に総括している。「理論的にはそれなりの意味のある規定だと思いますが、理論のために条文をつくるというよりも、実務家の皆さんがほぼこぞって乙案ということであれば、乙案になるのだらうと思います」。

平成21年12月11日付け部会資料25の要綱案（第2次案）において、国際訴訟競合の規律自体が削除され、最終的な立法にも特段の規定が置かれていない。

## 結 語

国際訴訟競合に関する立法の提案として、国際裁判管轄における特別事情の考慮として民訴第3条の9第2項、または、訴えの利益の明文化として民訴142条の2として、却下及び中止を可能とする法規定を定立することが考えられる。あるいは、効果面から、民訴124条以下の中断及び中止の規定として、国際訴訟競合の場合の中止規定のみを新設することも可能であろう。効果の規定のみとする場合、国際裁判管轄の考慮要素であるか、あるいは訴えの利益の問題であるかという現在の理論的争いとは無関係に、法体系上の位置付けを棚上げしつつ<sup>44)</sup>、法的根拠をいずれにしても中止という法効果を得られる。しかし、現在の確定判例を前提とすると、これを国際裁判管轄における特別事情の要素であるとしているのであるから、民訴第3条の9の第2項を新設することを提案したい。

### 第3条の9第2項

裁判所は、前項の場合に、同一の事件が外国に係属するとき、申立て又は職権によって、日本において係属する訴を中止することができる。

3条の9の性質については、これがわが国の国際裁判管轄を否定するものであるのか、あるいは3条の2以下の規定に従い、管轄原因がわが国にある場合に国際裁判管轄の存在は決定され、特別事情の考慮によりその行使を裁量的に差し控えるものであるのか、検討の余地がある<sup>45)</sup>。いずれにせよ国際訴訟競合をわが国の国際裁判管轄の消極的要素として考慮し、1項によって却下するのか、又は同様の判断枠組みにおいて同じ考慮要素の下に、2項によって中止するのかを、裁判所の裁量により決定できるとするものである。一般に国際裁判管轄を決定する際の特別事情の考慮により、国際訴訟競合の場合以外にも中止できるとすることも考えられるが、實際上、国際訴訟競合以外の場合にどのような事例を想定できるのか疑問である。国際裁判管轄につい



て、外国法廷地の方がわが国よりも適切であるときに条件付き却下や中止により、管轄競合の調整を行うという英米法的発想については、従来より批判のあるところである。特別事情の考慮は、管轄原因の解釈を通じてわが国にこれが存在するとしても、従って、少なくとも規範的にわが国に密接な関連性があるというときに、当事者間の公平及び適正・迅速な審理という指標の下に、事案の性質、被告の応訴負担、証拠の所在等の事情を勘案して、わが国における裁判を抑制するか否かを内国の立場から一方向的に判断するものである<sup>46)</sup>。外国の、未だ現実化していないあるべき法廷地を想定して適切性を比較し、その国での提訴を予定しつつ却下ないし中止するということはなされるべきでは無いと解する。従って、一般的に国際裁判管轄の問題として中止規定を設けるべきではなく、特に国際訴訟競合の場合に限って、現に外国に訴えが係属していることを、事案の性質、被告の応訴負担、証拠の所在等の事情と共にあるいはその一環として、これを勘案して、わが国の裁判が当事者の公平、審理の迅速・適正に悖るかを判断するのである。

その際に、事件の同一という要件も、厳密な訴訟物の一致を要せず、国際訴訟競合の場合におけるその意味の解釈に委ねる趣旨であり、訴訟係属の先後に決定的な重要性を持たせるものでも無いので、訴訟係属の意義にしても厳密性を要求しない<sup>47)</sup>。

承認予測を必須の要件ともしないが、外国において将来下される判決の承認可能性が全く無いというようなとき、例えば、典型的に当該国に相互の保証要件が欠けるとか、明らかに間接管轄を欠く、ないし請求自体わが国の公序に反するというような場合、外国訴訟係属を考慮する必要が無い<sup>48)</sup>。しかし、その他の要素により特別事情が判断されることがあり得る。

国際訴訟競合の場合にわが国の訴訟を維持すべきか否か判断に迷うというときに、このような困難な決定をわが国の裁判所に迫るのではなく、裁判所をこれから解放し、一旦待っておくという措置を可能とする。同時に、以前は却下というドラスチックな措置を躊躇し、余分にわが国訴訟を維持していたような事例において、これを中止しておくことができることになる<sup>49)</sup>。従来の実務では期日指定の間隔調整により柔軟にかつ適切に可能であったものを、法定することで、期日は追って指定の批判されるような態様での運用に陥る可能性を裁判所自体が指摘することがあったが<sup>50)</sup>、裁判所が法を適切に適用すべきは当然であり、この反論が有意味なものであるとは思えない。訴訟指揮の裁量を法定する限りで国際訴訟競合における中止規定の創設を可能としつつ、運用による弊害を心配し、同時に、これに対する不服申立て制度の創設は「手続きが重くなり過ぎる」のでできないというのである。「訴訟指揮」の運用は外からは全く見えないブラックボックスであるから、国際訴訟競合の考慮を法の明るみの下に曝し、ただ現行の実務にみられるような却下ではなく、中止の場合もあり得ると

するのである。これを法規定にすることにより、諸外国からはわが国が国際訴訟競合を考慮している国であることが明白となる。具体的な事件における当事者及び他国裁判所に対するわが国の手続の透明化も必要不可欠なことである<sup>51)</sup>。法の透明性を確保して行くことが、グローバル化の顕著な現在の国際社会においてどれ程重要な価値であるかを認識しなければならない<sup>52)</sup>。

また、不服申立て制度は当事者の裁判を受ける権利を保護する観点から必要であると考え<sup>53)</sup>。「手続きが重くなり過ぎる」という点については次のように言える。わが国の確定判例が国際訴訟競合を考慮して民訴3条の9による却下が可能というものであった。すると、これに対しては既に上訴という重い手続きが存在したのである。それを、決定と即時抗告という一層軽い手続きに代替することができるわけである<sup>54)</sup>。

- 
- 1) 国際訴訟競合の事例として、これ以前の判決として、東京地裁昭和40年5月27日判決（海の勝利事件（下民16巻5号923頁、判タ179号147頁））、東京地裁昭和59年2月15日判決（グリーンライズ事件）（下民35巻1=4号69頁、判タ525号132頁、判時1135号70頁）、東京地裁昭和62年6月23日中間判（大韓航空機事故事件（判タ639号253頁、判時1240号27頁、金商792号23頁））、東京地裁平成元年5月30日判決（宮越機工事件（判タ703号240頁、判時1348号91頁））、東京地裁平成元年6月19日中間判（品川白煉瓦事件（判タ703号240頁））、東京地裁平成元年8月28日判決（文藝春秋社事件（判タ710号249頁、判時1338号121頁、金商846号40頁））。
  - 2) 評釈、ユージン・ダナハー・ジュリ623号150頁、土井輝生・ジュリ569号142頁、船山邦彦・NBL919号80頁、越川純吉・判評186号22頁、道垣内正人・ジュリ別冊87号220頁（涉外判例百選第2版）、佐藤哲夫・別冊ジュリ（増補版）16号270頁）。
  - 3) 「本訴の訴訟物たる製造物責任者相互間の求償債務の性質は、米国第一訴訟の訴訟物たる製造物責任に基く損害賠償債務に起因し、かつこれと密接に関連するものであって、これと同一性を有するか、またはその変形に過ぎないということができ、本質的に相違することはない。
  - 4) 評釈、伊藤剛・判タ臨増790号250頁（平3主判解）、早川吉尚・ジュリ1007号168頁、徳岡卓樹・ジュリ臨増1002号268頁（平3重判解）、道垣内正人・判評398号39頁（判時1409号169頁）、江泉芳信・ジュリ別冊172号200頁（国際私法判例百選）、渡辺惺之・リマークス5号166頁（1992年下）、長谷川俊明・国際商事法務19巻10号1282頁、酒井一・甲南法学33巻3・4号261頁。
  - 5) 石黒一憲『国際民事訴訟法』269頁、同・判時1361号208頁、211頁参照。もっとも、Bは多くの当事者を被告として米国訴訟を提起しているので、実際に米国において全く救済が得られないかは不明である。
  - 6) 評釈、西川知一郎・判タ臨増821号262頁（平4主判解）、山田恒久・ジュリ1031号144頁。
  - 7) 東京地裁平成25年2月22日判決（判例集未登載、2013WLJPCA02226001）は、中国所在の不動産に関する共有物分割を求める事件に関するものであり、日本に居住する者同士の紛争で日本が普通裁判籍所在地であった。不動産についての「専属的国際裁判管轄の定めが日本の裁判所を拘束する程度に国際慣習法として定着していることを認める証拠もない」として、普通裁判籍所在地であるわが国の国際裁判管轄を肯定した上で、特別事情により訴えを却下した（民訴3条の9）。

- 8) 評釈、田中美穂・ジュリ1245号216頁、中西康・リマークス23号148頁（2001年下）、長谷川俊明・国際商事法務28巻10号1263頁。
- 9) 評釈、高畑洋文・ジュリ1206号294頁、齊藤哲・法セ561号115頁。
- 10) 評釈、近藤ルミ子・判タ別冊22号278頁（平19主判解）、森下哲朗・ジュリ1353号144頁、山田恒久・ジュリ臨増1354号329頁（平19重判解）、山田恒久・判評591号26頁（判時1996号188頁）、江泉芳信・ジュリ別冊210号234頁（国際私法判例百選第2版）、河津博史・銀行法務21 681号63頁、同・銀行法務21 686号121頁、長谷川俊明・国際商事法務36巻6号754頁。
- 11) 評釈、島岡大雄・判タ別冊32号314頁（平22主判解）、宮澤愛子・ジュリ1410号136頁、道垣内正人・リマークス42号130頁、長谷川俊明・国際商事法務38巻7号896頁。
- 12) 評釈、本文中引用以外、道垣内正人・著作権判例百選第4版224頁、高橋宏志・ジュリ別冊210号190頁（国際私法判例百選第2版）、渡辺惺之・ジュリ1223号106頁、安達栄司・NBL735号91頁、早川吉尚・民商131巻3号440頁、村上正子・法学教室257号、佐藤鉄男・知財管理52巻4号503頁、花村良一・判タ臨増1096号228頁（平13主判解）、齊藤哲・法セ565号111頁。
- 13) 東京地裁平成11.1.28判決・判タ995号266頁、判時1681号147頁（評釈、中野俊一郎・平成11年度重判311頁（控訴審評釈を含む）、松本直樹・判例時報1700号215頁、石川明・発明97巻7号103頁、長谷川俊明・国際商事法務27巻10号1221頁、上北武男・知財管理50巻8号1247頁）。東京高裁平成12.3.16判決・民集55巻4号778頁。
- 14) 本件評釈、木棚照一・リマークス2002年（下）146頁、150頁、高部真規子・平成13年度最高裁判所判例解説475頁。
- 15) 一般に、木棚照一『国際知的財産法』参照。
- 16) なお、東京地裁平成14年11月18日判決（判タ1115号277頁、判時1812号139頁）（管轄否定）は、日本に住所を有する日本人である著作権者が米国人に対してした、米国内における著作権侵害を理由とする侵害訴訟である。米国著作権法により保護される著作権の侵害訴訟がわが国においても可能であることを前提にして、不法行為地の裁判籍がわが国にない、損害賠償債務の義務履行地については、仮にこれがあるとしても特段の事情によって管轄が否定されるとした。
- 17) 同旨、道垣内正人・控訴審評釈・著作権判例百選第3版235頁、橋爪誠・最判評釈・L&T14号50頁、54頁。
- 18) 小林秀之・判時1773号171頁、176頁。
- 19) いずれも本件評釈、小林・前掲頁、松岡博・平成13年度重判解325頁、327頁、高部真規子・平成13年度最判解民事編508頁、同・L&T16号72頁、78頁。反対、横溝大・法協119巻10号214頁。
- 20) 2003WLJPCA02289005
- 21) 2003WLJPCA12109003
- 22) 東京地裁平成22年9月30日判決（判例集未登載・2010WLJPCA09309011）参照。
- 23) 評釈、嶋拓哉ジュリ1423号124頁。
- 24) 2011WLJPCA07279001
- 25) YがAに対する一切の権利行使を放棄し、あらゆる訴訟及び請求原因からAを解放すること。YはYの本件契約上の権利に基づく商品を製造、使用、販売せず、いかなる国・地域においても同権利の譲渡質入れ等の処分をしないことなどを約し、YがAから1億円の対価を受領した。平成10年契約以前にAの行為により何らかの損失が発生していた場合の補償を含む趣旨であった、とされた。
- 26) 2009WLJPCA12159002 評釈、金彦叔・ジュリ1408号183頁、小出邦夫・国際私法判例百選（第2版）82頁。
- 27) 古田啓昌『国際訴訟競合』98頁。
- 28) 参照、拙稿・「英米の裁判例にみる国際的訴訟差止（*antisuit injunctions*）－2完－国際的訴訟競合の規律を念頭において」愛媛18巻4号95頁、132頁（1992）。渡辺惺之「外国訴訟差止命令－日本の裁判所は命令

できるか」松井・木棚・薬師寺・山形編『グローバル化する世界と法の課題』229頁、247頁、249頁は、倒産債権者による外国における個別回収訴訟の倒産裁判所による外国訴訟差止命令を肯定し、わが国民事訴訟法が競合的な訴訟追行の調整を受訴裁判所に委ねているような場合には不当とする（2006）。渡辺教授によると、外国訴訟差止めの一時的効用として、外国裁判所にわが国裁判所の立場を示す証拠として提出できること、外国判決承認執行において拒絶事由とすること、外国で生じた損害賠償等の支払いに対して不当利得返還の根拠とすることなどが考えられる。

- 29) 評釈、長谷川俊明・国際商事法務44巻8号1160頁、高杉直・WLJ 判例コラム75号（2016WLJCC013）、河津博史・銀行法務21 800号67頁。
- 30) 参照、田邊真敏「国際取引とアメリカ連邦海外腐敗行為防止法」国際商取引学会年報13号1頁以下。
- 31) 2013WLJPCA10218001 評釈、種村祐介・平成26年度重判解308頁、中村知里・ジュリ1482号116頁、道垣内・古田編『実務に効く国際ビジネス判例精選』146頁（内藤順也・松尾剛行）。
- 32) 2014WLJPCA06126008
- 33) 参照、民訴3条の8「結果の発生が通常予見」可能であること。
- 34) 前掲地裁評釈参照。
- 35) 東京地裁平成12年12月27日判決（判例集未搭載）及び横浜地裁平成26年8月6日判決（判時2264号62頁）も参照。
- 36) <http://www.moj.go.jp/content/000012194.pdf> 参照。
- 37) 報告書100頁、102頁。
- 38) 前掲・102頁。
- 39) 前掲頁。
- 40) 前掲101頁。
- 41) 構成員は次の通りである。

国際裁判管轄法制部会

（平成21年10月30日現在）

氏 名	職 名 等
委 員	
青 山 善 充	明治大学法科大学院専任教授・法科大学院長
阿 部 潤	東京地方裁判所判事
石 橋 竹 己	SMK 株式会社生産管理部部長
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
高 田 裕 成	東京大学大学院教授
○ 高 橋 宏 志	中央大学大学院教授
團 藤 丈 士	法務省大臣官房審議官
手 塚 裕 之	弁護士（第一東京弁護士会所属）
道垣内 正 人	早稲田大学大学院教授
長谷川 裕 子	日本労働組合総連合会参与
林 道 晴	最高裁判所事務総局民事局長
原 優	法務省民事局長
松 木 和 道	三菱商事株式会社理事法務・コンプライアンス担当補佐兼コンプライアンス総括部長
三 上 徹	株式会社三井住友銀行法務部長
山 本 克 己	京都大学大学院教授
山 本 弘	神戸大学大学院教授
横 山 潤	一橋大学大学院教授

幹 事	
朝 倉 佳 秀	最高裁判所事務総局民事局第二課長
佐 藤 達 文	法務省民事局参事官
手 嶋 あさみ	最高裁判所事務総局民事局第一課長
萩 本 修	法務省民事局民事法制管理官
古 田 啓 昌	弁護士（第二東京弁護士会所属）
松 下 淳 一	東京大学大学院教授
森 英 明	内閣法制局参事官
山 本 和 彦	一橋大学大学院教授
横 溝 大	名古屋大学大学院教授

※ ○印は、部会長。

- 42) 詳細について、前掲報告書及び青山善充「新しい国際裁判管轄法について」法科大学院論集10号345頁以下を参照。
- 43) 但し、10月30日付け議事録における山本克己委員の発言参照。
- 44) 拙稿「国際訴訟競合の規律再論（上）」愛媛43巻1＝2号73頁以下参照。
- 45) 青山・前掲363頁。酒井一「国際訴訟競合に関する規定」国際私法年報11号114頁、115頁は、立法論としては、管轄権の存否とは異なるレベルの、管轄権の行使を差し控えるという問題として国際訴訟競合の規定を設ける余地を認める。
- 46) 拙稿・前掲90頁以下参照。
- 47) 同旨、小林秀之「国際訴訟競合（下）－国際裁判管轄と外国判決承認との連続性」NBL526号37頁、40頁、酒井・前掲116頁、119頁。
- 48) 同旨、前掲・酒井118頁。なお、小林・前掲頁は承認予測を必須の要件とする。
- 49) 古田『国際訴訟競合』118頁。
- 50) 前述、法制審議事録参照。
- 51) 前述、法制審議事録における山本和彦委員の発言参照。
- 52) 日本法の透明化プロジェクトが科学研究費の特定領域に選ばれたこと（<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-16090103/>参照）、及びわが国法令の外国語訳推進の必要が認識され、そのための基盤整備に関する関係省庁連絡会議が設置されていること（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/>参照）からも明らかである。Toshiyuki Kono, Is Japanese Law transparent for global users?-An interim report on the “Transparency of Japanese Law Project”, 184 Japanese Yearbook of Private International Law 11（国際私法年報11号184頁）参照。
- 53) 前掲、小林40頁、古田129頁、酒井121頁。
- 54) 前述、法制審議事録における山本（克）発言及び古田発言参照。

\* 校正中、次の評釈に接した。小川治彦・ジュリ1498号104頁。